



□ 今月号の目次と要旨

1. **【解説】廃棄物処理法の改正検討はじまる**: 前回の改正から5年を経過し、改正検討が始まった。現在までに見えてきた論点は、**【排出事業者の排出時の管理強化】**と**【処理業者の育成と業界の発展】**と考えられる。今後1年間に審議される詳細内容を本欄で取り上げる。
2. **建設廃棄物の排出事業者責任について元請一元化の実態が明らかに!!**: 前回、大改正された元請責任の一元化。法の施行後の実態が明らかに!! 未だに元請が下請けに丸投げしている実態も存在。この改正で元請名が公表され、ブランド価値が失われた事例もあるので注意が必要だ。
3. **素材別リサイクル戦略マップ**: 環境省は、プラスチックとガラスについて、各種リサイクル法の運用状況をマテリアルフローと環境負荷の視点から解析。今後の素材開発に向けた有用性は高いが…
4. **全大気平均CO2濃度が400ppmを超える**: 50年前より、90ppmも増加した。パリ協定の完全実施が重要。
5. **COD、窒素、リン含有量の総量規制**: 東京湾、伊勢湾、大阪湾の総量規制基準の設定方法が答申された。排水量が50m³/day以上の工場・事業場が対象。
6. **PCB特措法の施行令改正のバプコメを実施中(7/11まで)**: 改正令の施行は、8月1日を予定。

1. 【解説】廃棄物処理法の改正検討はじまる

改正の論点（方向性）を考える!!

小西 道子

いよいよ、5月19日、廃棄物処理法改正に向けた検討が「廃棄物処理専門委員会」で始まった。廃棄物処理法（改正法附則）では、当該法律の施行状況を5年経過後に見直し、必要に応じて改正することとしている。今回は、前回2010年改正（11年4月施行）を踏まえての見直し・改正検討という位置づけとなる。

上記専門委員会での見直し・改正検討の流れ概要は以下のとおりであり、現状の課題（論点）を踏まえ、必要に応じて改正内容として反映されるかたちとなる。環境省ではイ)~ニ)を含め、委員会として年内の報告書取りまとめを目指している。

- イ) 環境省(事務局)による現況の把握及び論点(課題)出し
- ロ) 関係団体へのヒアリング
- ハ) 上記ヒアリングを踏まえた課題の再整理
- ニ) 再整理課題からの改正要否、改正内容の検討

第1回は、上記イ)が環境省より整理されたが、どのような内容が見直し・検討課題(論点)として挙げられたのであろうか? 論点(案)は以下の通りであった。

- ① 適正処理の更なる推進
- ② 廃棄物処理法に基づく各種規制措置の見直し及び優良な処理事業者の更なる育成に係る措置
- ③ 廃棄物の排出抑制等及び廃棄物処理分野における温暖化対策の強化
- ④ 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた対応

特に、①は排出事業者に関連する論点(案)でもあり、具体的には以下の課題が示された。

□ 排出事業者責任の在り方及び廃棄物処理業者

による適正処理を確保するための制度的対応の検討(「ダイコー事案」再発防止策を含む。)

- 廃棄物処理における有害物質管理の強化策の検討
- 市況により廃棄物該当性が変動するものや、有害性の高い物品に、管理のための一定の基準を適用できるようにする制度(違法な不用品回収業者対策を含む。)の検討
- 電子マニフェストの更なる普及措置の検討

こうした課題(論点案)出しから見えてくる改正の方向性について、排出事業者と処理業者に分けて考えてみよう。

【排出事業者】

◇ 廃棄物排出時の管理がより強化される。

具体的には、廃棄物・有価物判断、そして、有害性廃棄物に係る適正処理情報の提供等、廃棄物処理が適正に行われるために、排出時点での排出事業者による判断や情報提供がさらに重要となってくると予想される。

【処理業者側】

◇ 処理業者の育成と業界を発展させたい。

規制強化というよりは、廃棄物処理業界全体の優良化や発展に資する施策が検討されると予想される。

前回の改正では、建設廃棄物の元請による排出事業者一元化等の大きな改正が行われたが、今回具体的な法や規則等の改正の可能性はあるのか?

筆者は、法律等の規定の具体的な改正というよりは、いわゆる「通知」の中で、運用詳細が示されるのではないかと考えている。つまり、「行政処分の方針」等の通知が改正されるに留まるのではないかと予想している。というのも、今回挙げられた論点(案)は詳細な内容の課題が多く、それを具体的に規定として改正するのは、難しいのではないかと考えるか

らである。

最後に、**前回改正で排出事業者による処理業者の適正処理状況確認が努力義務化されたが、今回さらなる強化(義務化)はあり得るのか?** 今のところ具体的に論点(案)として挙げられておらず、**強化の可能性は少なそう**だ。

ともあれ、今後の検討に注視し、注目論点等について、今後もタイムリーにお届けして行きたい。

(HP参照)

<http://www.env.go.jp/press/102508.html>

2. 建設廃棄物の排出事業者責任

元請一元化の実態が明らかに!!

前述した「廃棄物処理専門委員会」にて、建設廃棄物に係る排出事業者責任の元請一元化の施行状況が示された。

産業廃棄物を主管する自治体【計115(47都道府県, 68政令市・中核市)】を対象に事務局(環境省)でアンケートを実施した結果の一部としてまとめられた。

元請業者が委託基準違反等の排出事業者責任を問われ廃棄物処理法違反となった件数は、H23年度:7件、H24年度:14件、H25年度:9件、H26年度:23件であった。**下請人が廃棄物収集運搬・処分の無許可営業で廃棄物処理法違反となった事例も、115自治体のうち14自治体から回答があり、未だに元請が下請けに丸投げしている実態も明らかとなった。**また、規定の条件を満たせば下請人が業許可なしで収集運搬できる例外規定(法21条の3第3項)の活用程度は、わからない(47%)、ほとんど使われていない(40%)との回答で9割弱を占めており、例外規定はできたものの、実際の運用は進んでいない状況が窺えた。

今回の調査では、元請一元化により不法投棄の減少等不適正処理の防止に効果が出ているかまでの検証はされなかった。また、調査結果のとおり元請責任一元化に係る行政処分が徐々にではあるが出される傾向にあるものの、当該規定の積極的活用及びその効果が出てくるのは、未だ先と言えそうである。そういった意味でも、当該規定の今後としては、周知徹底を図りつつ、施行状況を見守る姿勢となりそう。

ただし、今回の調査結果から分かることではないが、**当該規定ができたことにより、元請が処分、処罰されやすくなったことは明らかである。それにより、廃棄物処理法違反やその疑いでブランド力のある元請**

名(中堅ハウズビルダーや大手建設会社)が実際にメディアに流れており、ブランド名に傷がつく事態となっている。明日は我が身と捉えて、建設廃棄物の適正処理の管理を進めていくことが肝心と言える。

3.【解説】素材別リサイクル戦略マップ策定に関する調査・検討結果(中間報告)

木川 仁

5月24日、環境省から「素材別リサイクル戦略マップ策定に関する調査・検討結果(中間報告)」が発表された。

今般発表された内容は、素材別リサイクル戦略マップ策定に向けて、**プラスチック及びガラスを対象として初めて製品横断的な「マテリアルフロー」や温室効果ガス排出量等の「環境負荷分析と課題解決に向けた方向性」について調査・検討を行った結果**をとりまとめたもので、今後のリサイクル・地球温暖化の考え方を知る上で重要な報告と考える。

以下、今般の中間報告書に書かれた内容を読んで感想を述べてみたい。

この報告書に書かれた素材は、プラスチック及びガラスを対象としているが、その発生起源は、容器包装・家電・自動車・建設の各種リサイクル法となっている。また、その検討項目に関して、以下のような視点から整理されている。

- (1) マテリアルフローから見た排出/利用の現状とその課題
- (2) 環境負荷分析・ケーススタディ・技術整理から得られた示唆
- (3) 課題解決の方向性検討
 - ① 全般的な方向性
 - ② 技術的側面から見た施策の方向性

本中間報告書では、プラスチック及びガラス共に、「現状では、質的な観点から見て十分なリサイクルが実現されておらず、かつ、温室効果ガス削減、リサイクル量増大及び最終処分量削減のポテンシャルがあると見込まれる」と結論付けている。

まず、プラスチックについては、年間排出量が約1,000万トンあり、現状では大部分が焼却(エネルギー回収含む)されており、それに伴い約1,800万トンCO₂の温室効果ガスの排出があることが判明したため、一層のマテリアルリサイクルの推進とそれに伴う環境負荷削減に向けて、高度選別(単一樹脂選別)の導入による高品質な再生

プラスチックへのリサイクルを進めるとともに、カスケードリサイクルやケミカルリサイクルを適切に組み合わせ、製品横断的なリサイクルシステムを構築することの重要性が示唆された、と述べられている。

また、ガラスについては、年間排出量が約 270 万トンあり、約半数程度がガラスとしてリサイクルされることで約 27 万トン CO₂ の温室効果ガス削減効果があることが計算されたことから、プラスチック同様、マテリアルリサイクルの推進が必要と結論を導いている。

□ カスケードリサイクル

品質の劣化を伴うリサイクル
PET ボトル → PET 繊維 → 衣類

□ 水平リサイクル

品質の劣化を伴わず、同じものに再生
クローズドループリサイクルともいう
PET ボトル → PET ボトル

本報告書は、プラスチックの場合、「マテリアルリサイクルがリサイクルの中心の考え方であり、サーマルリサイクルは付加的な手段」として考える伝統的な発想の延長で考えたまとめ方だ。つまり、「3R の王道はマテリアルリサイクルであり、CO₂削減効果も大きい」と結論を導きながら、このマテリアルリサイクルに必要な CO₂ の発生量に関する言及がない。

本報告書は、今後の素材開発の基礎データとしてに有用性は極めて高いと考えるが、ただ、リサイクルの妥当性についての議論がなされていないと思われる。

本当のマテリアルリサイクルは、リユースにあり、20 世紀中頃のリサイクル方法である「洗浄」が最も有効な方法と考えるがいかがであろう？

私が、子供の頃、一升瓶をもって醤油やお酒を買いに行ったが、現在のリサイクルでは、衛生上の問題で排除されている。昔ながらのリサイクルを現在の視点で見直してみたら、CO₂削減効果はもっと大きくなると考えられるが… 環境省では、こうした発想を述べる先生は嫌われる(呼ばれない)ようだ。

(HP参照)

<http://www.env.go.jp/press/102551.html>

4. 全大気 CO₂ 濃度が 400 ppm を超える

～衛星「いぶき」による観測速報～

5 月 20 日、環境省から「平成 27 年 12 月に二酸化炭素の月別平均濃度が 400ppm を超えた」こ

とが発表された。50 年前の平均 CO₂ 濃度は、310ppm 程度であった。いつになったら減少するのだろうか？パリ協定の完全実施が最低でも必要条件となろう。

(HP参照)

<http://www.env.go.jp/press/102550.html>

5. COD、窒素、リン含有量の総量規制

5 月 27 日、環境省から、平成 28 年 5 月 25 日(水)に開催された中央環境審議会水環境部会(第 41 回)において、「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について(報告)」が取りまとめられ、5 月 26 日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申されとの報道発表があった。

本答申を踏まえ、総量規制基準の範囲に係る告示改正が行われる予定。

本答申の概要は、以下の通り。

第 8 次における総量規制基準の設定方法は、平成 27 年 12 月の中央環境審議会答申「第 8 次水質総量削減の在り方について」を踏まえ、

□ 東京湾・伊勢湾・大阪湾：COD

□ 東京湾・伊勢湾：窒素

□ 東京湾・伊勢湾：りん

について、**C 値の範囲を見直すことが適当**とされたことにある。

排水量が 50m³/day 以上の工場・事業場が対象になるので、注意が必要。

(HP参照)

<http://www.env.go.jp/press/102574.html>

6. PCB 特措法施行令改正に関するパブコメ

6 月 10 日、環境省から、PCB 特措法の施行令改正に関するパブコメ(7 月 11 日まで)を実施する旨の報道発表があった。施行は、2016 年 8 月 1 日を予定。詳細内容は、既報(JAAO Flash Vol.103(PCB 特別措置法の改正案が閣議決定))を参照下さい。

(HP参照)

<http://www.env.go.jp/press/102623.html>

(以上)

㈱日本廃棄物管理機構

〒220-8131

横浜市西区みなとみらい 2-2-1 横浜ランドマークタワー 31 階

Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586

E-mail: info@jaao.co.jp